

さ情審査答申第97号
平成25年6月3日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷 幸男 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成23年11月22日付けで貴委員会から受けた、「生涯学習振興課における平成22年度現代短歌新人賞選考委員の送迎に係るタクシー乗車証」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成23年10月19日付け教生生第1878号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分について変更を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

乗車証（タクシー券）の選考委員の居住地が、条例第7条第2号に該当し不開示とされた。しかしながら、居住地と住所は異なる。居住地から特定の個人が識別されないと思慮する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 「現代短歌新人賞」事業について

さいたま市では、豊かで創造的な生活を送れる都市づくりに向けて、「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境」を実現するため、生涯学習に関する様々な施策を実施しており、その一環として、「現代短歌新人賞」事業を実施している。この賞は、市ゆかりの歌人故大西民子氏の著書・著作権・遺品などが旧大宮市に寄贈されたことを契機に平成12年度に制定され、市民の文学活動の充実を図り、また、日本現代短歌界の振興と歌壇に新風をもたらす歌人を表彰し、新人芸術家の発掘・支援を行うことを目的として、平成22年度までに11回を開催しているものである。

なお、この賞の委員には、「現代短歌新人賞選考委員会設置要綱」に基づき委嘱をしており、選考会への出席及び表彰式への出席を依頼している。

2 本件審査請求について

審査請求人は、平成23年10月6日に「生涯学習振興課における支出命令書、領収書、及び受領された事がわかるもの」として、平成22年度に実施した「第11回現代短歌新人賞」に係る支出関係書類8件の開示請求を行った。そのうち、選考委員送迎（タクシー使用料）に係る支出負担行為併用兼支出命令書2件における添付のタクシー乗車証の乗車区間につき、迎えについては乗車地、送りについては降車地に記載している居住地（区名及び町名）について不開示情報としたところ、審査請求人から本件審査請求があったものである。

なお、タクシー乗車証は、さいたま市車両管理規程（平成13年さいたま市訓令第9号。）第15条の規定に基づき、タクシーの利用が特に必要であると認めため使用したもので、タクシー乗車証の乗車区間の記載方法としては、「出発地、出発する施設名」から「目的地、施設名」を、使用する課所又は乗車する本人が記入することとしている。

3 本件処分の妥当性について

条例第7条第2号は、不開示情報とすべき情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

通常、個人がどこに居住しどこを生活の拠点としているかは、個人の平穏な生活を維持するうえで、開示されることを望まない情報であると考えられ、十分に保護すべきである。

当該タクシー乗車証を利用した選考委員の氏名については既に公表していることから、タクシー乗車証に記載されている選考委員の居住地については、住宅地図等の他の情報と照合することにより容易に居住地若しくは住所が判明し、個人の平穏な生活を脅かすおそれがあるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

さらに、条例第3条第1項の、実施機関の個人に関する情報の保護について最大限の配慮をする責務に則り、個人に関する情報として十分に保護されるべきであるため、当該情報を不開示としたものである。

なお、当該選考委員における職務と居住地情報の開示とは、その関連性、必要性は認めがたく、開示するに至る正当性も見当たらない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、審査請求人から平成23年10月6日付けで開示請求を受けた「生涯学習振興課における平成22年度現代短歌新人賞選考委員の送迎に係るタクシー乗車証」である。実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対して、生涯学習振興課における平成22年度支出負担行為 伺兼支出命令書 伝票番号（111829572-00-00）現代短歌新人賞 選考会 資料書籍「鈴を産むひばり」他7件の伝票を開示請求に係る行政情報として特定し、本件処分を行ったところ、審査請求人は、これら8件の伝票のうち、伝票番号112865865-00-00及び112866046-00-00 平成23年3月31日起票選考委員送迎に係る支出命令書等に添付のタクシー乗車証についての不開示部分「選考委員の居住地」について、これを不服とし、当該不開示部分の開示を求め、本件審査請求を行ったものである。

さいたま市教育委員会においては、「現代短歌新人賞選考委員会設置要綱」を設け、文化活動推進事業の一環として行う現代短歌新人賞受賞の対象者の選考を同委員会に付託している。

本件対象行政情報は、同委員会委員の一人について、さいたま市車両管理規程（平成13年5月1日訓令第9号）第15条の規定により発行したタクシー乗車証に係るものである。

2 本件処分の妥当性について

前記訓令によれば、乗車証の記入に関し、迎えについては乗車地（出発地）、送りについては降車地（到着地）を乗車する本人又は使用する課所において記入することとしている。

本件対象行政情報に係るタクシー乗車証には、送迎ともに乗車地、降車

地欄に市区名及び町名が記入されている。

実施機関（処分庁）は、これらの記入は、乗車した選考委員の氏名（すでに公表している。）と他の情報（住宅地図等）とを照合することにより居住地として識別することができるから、当該情報は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であるとしてこれらの情報を不開示としたものである。

審査請求人は、当該不開示とした居住地は、住所と異なり、そこから特定の個人が識別されないと思慮すると主張している。

選考委員の氏名は、既に公表しており、本件開示請求に対してもタクシー乗車証の使用欄において開示しているので、前記記入情報から居住地が識別できるかどうか、識別できるとしたら、当該情報が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報とし不開示とすべきかどうかの問題となると解される。

選考委員の居住地が他の情報と照合することにより識別可能なことは、実施機関の主張のとおりである。また、本件でいう居住地を「人が現に生活の場又は生活の拠点として居住しているところ」と解すれば、正に条例第7条第2号において保護しようとしている個人に関する情報であるというべきである。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年11月22日	諮問の受理（諮問第163号）
②	同 年 12月12日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成24年 1月19日	審議
④	平成25年 2月21日	審議
⑤	同 年 3月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 4月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)